

令和6年川南町教育委員会第7回定例会会議録

- 1 日 時 令和6年7月25日(木) 午前9時30分～午前10時40分
- 2 会 場 川南町生涯学習センター2階 教育委員室
- 3 出席者 長曾我部敬一教育長、川添健一教育長職務代理者、本多京子委員、
椎木祐司委員、内倉由美子委員
- 4 欠席委員
- 5 関係職員 三好益夫課長、村中田博教育対策監、橋口実課長補佐、
古小路祐一郎指導主事

6 議 事

○教育長

ただ今から令和6年川南町教育委員会第7回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより川添健一委員を指名します。

○川添委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、原案のとおり承認することに決定しました。日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。7月の報告事項でございます。主なものを報告します。まず、7月1日は定例庁議に参加しました。夕方には、川南町スポーツ推進委員連絡協議会に参加し、委嘱状の交付を行いました。3日は町校長会、5日は図書館協議会、夕方からは副町長とともに2027みやスポ神話会に参加しました。7日は町PTA研究大会、引き続き午後からは家庭教育学級ミニバレーボール大会に参加しました。10日は教科書採択会議、16日は国光原中学校の視察訪問、18日は宮崎縣市町村教育委員会連合会第2回理事会に川添委員と参加しました。本日、教育委員会定例会。30日は三大開拓地交流事業の出発式に参加します。次に8月の予定となります。1日は定例庁議。6日には、北方領土返還要求運動県内キャラバン隊の方がお越しになりますので対応します。27日は、児湯地方教育委員会連絡協議会の夏季研修会が川南町で行われますので、委員の皆様は御参加をよろしくお願ひします。28日は町校長会、29日に教育委員会定例会、30日は町教頭会が予定されています。私からは以上です。次に、教育課長お願ひします。

○課長

1番目は、日本三大開拓地交流事業についてです。前回、御説明したとおりです。今週、23日火曜日の午後7時から総合福祉センターにて直前学習会が実施されました。

2番目は、小中学校及び学校給食共同調理場の備品監査です。実施日は、8月1日(木)及び2日(金)です。

3番目は、川南町長選挙です。告示日が8月6日（火）、投票日が8月11日（日）です。

4番目は、榎本潤先生の川南サマーコンサート2024についてです。8月18日（日）14時開演でサンA川南町文化ホールにて開催されます。かわみなみ歌声あふれるまちづくり事業として川南町及び川南町教育委員会の主催で行われます。

5番目は、「夢見る給食」上映についてです。オーガニック給食を夢見る人々の活躍を描くドキュメンタリー映画を有志の方々が川南町図書館ミニシアターにて、夏休み期間中に上映するものです。川南町教育委員会へ後援依頼がありました。小学校へパンフレットを配布しました。開催日時等は、記載のとおりです。私からは以上です。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○教育対策監

2枚目のスライドを御覧ください。

児童生徒は7月1日現在、6月1日より2名増えております。山本小学校の2年生・4年生に1名ずつ転入がありました。フロンティアルームについては現在2名が登室しております。

教職員の状況につきましては、講師不足の解消を図っているところです。

3枚目のスライドを御覧ください。

7月11日木曜日にフリースクールとしての受け入れ実績のある勇志国際高等学校へ教育長と指導主事と3名で視察・訪問してまいりました。その後、中央児童相談所に視察・訪問してまいりました。施設の中の見学もさせていただきました。詳細についてはホームページを御確認いただければと思います。

4枚目のスライドを御覧ください。

先月の定例会において少し触れましたが、いじめの認知数などについてお伝えいたします。なお、不登校については、来月以降にお伝えいたします。

5枚目のスライドを御覧ください。

いじめの定義については、平成25年のいじめ防止対策推進法により、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」となっております。

6枚目のスライドを御覧ください。

それではいじめの現状についてお伝えいたします。いじめは決して許されないことであります。どの学校でもどの子供にも起こり得る問題として、対応しなければなりません。

7枚目のスライドを御覧ください。

生徒指導諸課題調査における小中学校別の認知数を複数年お示ししております。

8枚目のスライドを御覧ください。

令和5年度の月別のいじめの認知件数と解消数となります。いじめの解消の定義については、お示ししている通りでございます。よって4月から6月の解消数の欄は斜線が引いてあります。

9枚目のスライドを御覧ください。

令和6年度のいじめの認知件数と解消数、ヤングケアラーの報告人数となります。

10枚目のスライドを御覧ください。

不登校につきましては、来月以降に取組とともに御報告いたします

11枚目のスライドを御覧ください。

いじめに関する県内一斉の無記名アンケートのフローチャートとなります。

12枚目のスライドを御覧ください。

小中学校における「いじめ防止基本方針」の活用など取組の例となります。先日本配りしております学校経営案に各学校での取組が明記してあります。

13枚目のスライドを御覧ください。

いじめの実態を把握するための手立ての例となります。こちらにつきましても全ての学校が同じ取組をしているわけではありません。共通しているのは、早期発見・解決や未然防止に向けた組織的な対応となります。

14枚目のスライドを御覧ください。

いじめの未然防止という点で効果をあげている取組についてです。上が児童生徒主体、下が教職員主体の活動となります。

15枚目のスライドを御覧ください。

教育委員会での取組となります。特にいじめはどの学校でも起こり得ることであり、その未然防止や早期発見・早期解決に取り組むことも示しております。

16枚目のスライドを御覧ください。

1・2におきましては、ヤングケアラーの相談担当を校務分掌に位置づけ、ヤングケアラーを把握する取組です。4はいじめの認知から解消に至るまで、長引いている案件の有無について、解消状況を定期的に確認するよう校長会などで促しております。

17枚目のスライドを御覧ください。

7につきましてはSNS相談体制の構築、8は警察との連携、9はスクールカウンセラーとの連携、10はアンガーマネジメントやメンタルヘルス研修について示しております。

18枚目のスライドを御覧ください。

夏季休業中における学校閉庁日（リフレッシュウィーク）につきましては、県立学校に準じまして8月10日土曜日から16日金曜日としております。この期間の連絡につきましては教育委員会に届くようになっております。

今年度の送別式の期日を3月27日木曜日午後ということで進めてまいります。

2学期における学校めぐり、そして校長先生への中間ミーティングにつきましては、9月18日と19日を予定しております。

ふるさと川南の教育につきましては別紙で最終版をお示ししております。

このような文書の書体につきまして、ユニバーサルデザインフォントを県全体で推奨していることから、あらゆる文書において、このUDフォントを活用してまいります。奈良県からは、児童生徒への学習プリントなどを視認性の高いこのフォントにしたことにより、成績の向上が見られたとの報告がありました。

19ページのスライドは教育委員の皆様の年間計画になります。

9月以降も支援訪問や視察訪問が5校入っております。

最後に参考となりますが、去る6月に「骨太方針2024」が閣議決定されました。「教育DX」としてポンチ絵のとおり示されております。この中にも「クラウド環境」や「生成AI」「校務DX」「教員の働きやすさ」「教育活動の一層の高度化」などの文言が出ております。また、そのあとの27ページまでのスライドによると、今後、国として予算化に意欲を示すキーワードがた

くさん散りばめられております。国や県の動向を注視しつつ、川南としての方向性を検討してまいりたいと思います。

続きまして、「校務DX」の参考資料についてご説明いたします。「ギガスクール構想の下での校務DX化チェックリストに基づく自己点検結果の報告」が文科省のホームページに公開されております。学校向けの自治体別達成状況では、川南の小中学校の平均得点は204点であります。県全体から見ると決して高い得点ではありません。学校設置者向けの自治体別達成状況では、川南町は385点でトップクラスとなっております。この結果のダッシュボードも公開されており、様々な項目における取組状況が一目瞭然です。7月の校長会でも紹介し、今後の取組の参考にしていただくよう依頼いたしました。私からの説明は以上です。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○椎木委員

いじめアンケート調査の内容については、学校内で起こったもののみなのか、SNS上など学校外でのいじめも含まれているのかを教えてください。

○教育対策監

この定義に当てはまるものは全てで、本人がいじめだと訴えてきたものを先生方が聞き取っていると思います。

○川添委員

いじめの報告については、毎月全国で行われているものと思います。全国的にみると宮崎県はいじめの認知件数が多いと感じますが、宮崎県独自の基準があるのでしょうか。

○教育対策監

本県の公立学校はいじめの認知件数は、全国と比較しますと高い割合になっております。このことは、各学校が積極的な認知に向けて取り組んでいることの表れであると考えております。特に小学校は認知数が多いですが、中学校は少ないです。いじめを受けている児童生徒が本当にいないのか、いじめの見逃しは0になるようにしてまいりたいと思います。なお、いじめや、その他様々な困難に直面をしたときに一人で悩まず、勇気をもって相談することができるように「SOSの出し方に関する教育」を行うことは、極めて重要であると考えております。

○川添委員

学校と児童相談所との連携はうまくいっているのでしょうか。そもそも児童相談所の職員が足りていないのではないかと感じています。

○教育対策監

子どもやその家庭に関する相談は、年々多様化し、幅広い支援が必要となってきており、従来の人員では到底足りない現状が垣間見えました。宮崎市では、中核市において設置することができるとされている児童相談所について本格検討した結果、市立の児童相談所を設置することを決定し、令和5年3月の市長記者会見において発表しました。児童相談所の業務は専門性が高く、また宮崎市が新たに設置する施設となるため、専門職員の確保・育成や、施設の規模・設置場所の検討などに時間を要することから、概ね5年後を目途に開設することを想定しているとのことです。

○教育長

他に質疑はありませんか。

○本多委員

登下校中の熱中症対策として日傘の話もありましたが、昼休みも外に出ることが出来ずストレスが溜まっている児童もいると聞きます。体育の時間は、水泳があるので外に出ていると思いますが、冷房が効かない体育館で授業を行わなければならない時はどのように対応しているのでしょうか。現状が分かれば教えてください。

○教育対策監

昼休みなど熱中症指数等が高ければ、運動場で遊ばせるには危険がともないます。水泳の授業でも、屋外での活動ですので、熱中症指数が高い場合は中止せざるを得ないこともあります。これまでにない異常な暑さのため、熱中症などから命を守る対策が必要であります。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。報告第1号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第1号及び第2号は、「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第1号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。内容は、記載のとおりとなります。

専決第2号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。報告第2号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第3号は、「川南町会計年度任用職員の任用について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第3号は、地方公務員法第22条の2の規定により会計年度任用職員を任用するもので

す。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第6、議案第1号「中学校用教科用図書の採択について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第1号「中学校用教科用図書の採択について」提案理由を御説明いたします。

議案第1号は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項の規定により、教科用図書を採択するものです。採択する教科用図書の種目は、国語、書写、社会、地図、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語及び道徳で、種目ごとの発行者名は記載のとおりです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

教育長とともに選定会議に参加させていただきましたが、事前に教科書を見せてもらわないと会議で意見を言うことが難しいと感じました。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「中学校用教科用図書の採択について」は、原案のとおり可決されました。日程第7、「その他」に入ります。まず事務局から連絡等があればお願いします。

○課長

ありません。

○教育長

教育委員の皆様から何かございませんか。

〔「ありません」と言う声あり〕

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。次回は、8月29日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、8月29日木曜日午前9時30分からに決定しました。これで、令和6年第7回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和6年9月4日

川南町教育委員会 教育長

長曾武部 敬一

川南町教育委員会 教育委員

川添 健一